

平成 25 年度
第 2 回救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会
議事録

1 日 時 平成 25 年 12 月 3 日（火） 14 時 00 分から 16 時 00 分

2 場 所 メルパルク東京 6 階 「ルミエール」

3 出席者

構成員：横田部会長、浅利委員、大极委員、坂本委員、高橋委員、
田邊委員、玉川委員、名取委員、林委員、左委員、平川委員、
平本委員、菩提寺委員、水谷委員、毛内委員、
緒方氏（矢島委員代理）、山口委員
オブザーバー：酒井専門官（辻専門官代理）、平中課長

4 会議経過

1 開会【事務局】

2 挨拶

【審議官】

審議官の武田でございます。一言ご挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、「第 2 回救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回は、9 月に第 1 回目となります「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」を開催いたしまして、本日ご出席の皆様から教育のあり方について、その必要性、方向性などについてご議論いただきました。その後、班に分かれまして救急救命士、救急隊員、通信指令員それぞれの教育のあり方などについてご検討いただいております。

本日は、それぞれの班会議を踏まえまして、各班での検討状況や全国アンケートの結果などについてご説明申し上げ、皆様で情報共有を図っていただくとともに、内容につい

てご検討いただければと思っております。

特に、このたびの作業部会では、目指す成果物といたしまして救急隊員をはじめとした教育の指針と通信指令員の救急に係る教材の作成を予定しているところでございます。

委員の先生方におかれましては、それぞれの専門的な知識、経験に基づく忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、年度末の完成に向けて、さらにより良いものになりますよう、ご指導をお願い申し上げます。簡単ですが私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

3 資料確認、委員紹介

事務局より資料の確認と委員の紹介が行われた。

4 議事

【部会長】

それでは、「第2回救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」を開かせていただきます。早速ですけれども議事を進めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。それでは、まず資料3について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

資料3、第1回の議事要旨でございます。簡単に内容をご説明いたします。まず1枚目ですが、「救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方」について、様々なご意見を頂戴しているところですが、1つ目の○の5行目からですけれども、「指導救命士に関しては昨年度の案を具体的にまとめ、教育カリキュラムを実際に実行するのに妥当な内容とボリュームを検討するとともに、指導救命士が現場で活躍しやすい環境をつくるにはどうすればよいか、各消防機関でどのように活かしてもらえるか、といった点も議論したい」といったご意見。2つ目の○の4行目ですが、指導的立場の救命士がどの範囲を指導するのか、対象とするのか。「現状では救急隊全体の指導を担うものと考えている」といったご意見です。1枚おめくりいただきまして2枚目ですけれども、冒頭はMCとの関係で、1行目から2行目、「指導救命士の位置づけを考える際には、メディカルディレクターとの連携方法や求める役割も明確にできるとよい」といった意見。上から7行目からぐらいですが、「指導救命士の要件を検討する際には小規模消防本部の実情も考慮して欲しい」といったご意見を頂戴しております。次に「救急隊員の生涯教育のあり方」です

けれども、4行目からですが、「教育関連のすべてを指導救命士に担わせるとなると負担も増大するため、eラーニングのような教材が望まれる。ただし、教材の作成をゼロベースから始めるのは多大な時間と労力がかかることから、既にある教材をコンテスト形式で募集するなどして公開する方法がないか考えたい。また、習熟段階別の教育という観点ではチェックリストは一般の隊員にはそのまま当てはめて運用して差し支えないが、新人や小隊長などの場合は同じように運用するのが本当によいのか、といった疑問もある。そのため、習熟度段階別の教育を骨格化した段階で理念としてまとめたいと考えている」といったご意見を頂戴しております。次に3ページをご覧くださいまして、上から2つ目の○印ですが、「当直中の救急隊への研修機会はなかなか設定できないほか、集合研修も予算や部隊運用上の制約のため困難である。eラーニングであれば、管理する立場としては各隊の進捗状況が目に見えて進めることができるため、効果的だと思われる」といったご意見や、その下ですが、「チェックリストによって処置に関する手技は充実できたが、今後は現場での緊急度や重症度の判断もできるようになるとよい」といったご意見。次に「通信指令員の救急に係る教育のあり方」としましては、昨年度の議論の内容を1つ目の○印に書いてございます。2つ目ですが、「救急医療のファーストタッチを通信指令員が担っているという認識に基づき、今年度は聴取要領の作成にあたって勤務員にどのようにうまく理解させられるかを考えたい」というご意見。あと、下から4行目ですが、「病態をイメージできるような教育が重要ではないかと考えている」といったご意見を頂戴しております。最後に4ページでございますけれども、上からずっと口頭指導の重要性、あるいは困難性についてご意見を頂戴しておりますが、2つ目の○印、「通信指令員も多段階の緊急度判定における重要な役割をしており、緊急度の判断が求められることから、カリキュラムの項目に意思決定の理論根拠も含めて欲しい」といったご意見を頂戴しております。最後に、「救急業務実施基準別表の見直し」につきましては、今回はワーキンググループの検討結果をそのまま救急業務のあり方に関する検討会に報告するといったことで整理しております。簡単ではございますが、事務局からの説明でございます。

【部会長】

ありがとうございました。ということで、前回の議事録を少し復習しましたがけれども、今日は前回の趣旨に沿って、その後それぞれの班会議で検討された内容のご説明をいただいて、審議を進めていきたいと思っております。ここまでの前回の議事録の確認のと

ころでご質問、あるいはコメントはございませんか。よろしければ先に進ませていただいて、本日のそれぞれの議論の中で前回の議論も含めて審議していただければと思います。それでは、最初に救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方について説明していただこうと思いますが、よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、資料4をご覧ください。1ページおめくりいただきますと、「今年度における作業部会の体制」ということで、救急救命士班、救急隊員班、通信指令員班という班を設けてそれぞれ検討を進めてきたところでございます。また、救急業務実施基準別表の見直しにつきましては検討ワーキンググループにおいて検討したところでございます。1枚おめくりいただきます。4ページから、救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方、今年度の検討事項について改めて整理させていただいております。今年度につきましては指導的立場の救急救命士について検討するといったことで、指導的立場の救急救命士の要件、あるいは養成に係る検討、カリキュラムや集合研修等、また指導的立場の救急救命士のインセンティブ、呼称や認定制度、また全国展開に向けた活躍の場の創設等といったことについて検討するという進めさせていただいております。目指すアウトプットとしましては、指導的立場の救急救命士の育成に向けた要件等、養成カリキュラム、養成方法、業務内容、インセンティブといったものをご提示し、最終的には救急業務のあり方に関する検討会報告書、あるいは関係通知の発出等により周知を図ってまいりたい。また、一部の教育機関では指導的立場の救急救命士の集合研修課程を予定されているところから、来年度に向けてそういった検討が進むことを目指しております。次の5ページでございます。主な検討内容の1つ目ですが、指導的立場の救急救命士の要件（案）でございます。班会議ではご覧の7つを要件（案）とさせていただいております。1つ目、救急救命士として通算5年以上の実務経験を有すること、また、救急隊長として通算5年以上の実務経験を有すること、特定行為について一定の施行経験を有すること、医療機関において一定の期間の病院実習を受けていること、必要な養成教育を受けていること、または地域MC協議会でこれらの講習と同等以上の教育を受けていると特に認められること、消防署内の現任教育、講習会等での教育指導、学会での発表などの豊富な経験を有すること、所属する消防長が推薦し、地域MC協議会が認めること、こういった要件を提示しております。班検討で補足としまして、下の※印ですが、まず救急隊長としての経験ですが、これについては隊長代理、例えば副隊長

だったり予備隊長、隊長代行といった経験も含むことといたしました。また、特定行為につきましては一定の施行経験と書いてございますけれども、具体的には大体どれぐらいなのかといったことで参考値として示す必要があるだろうということで、ここに書いてございますとおり、全国での平均施行数の5年間といったものを算出して、参考値として26件をお示しすることにしております。また、「一定の病院実習とは」の中身を補足しまして、括弧書きの中ですが、「地域MC協議会や消防長が指導的立場の救急救命士の教育に必要と認められる病院実習を受けている、またはこれと同等以上の教育を医療機関で受けていると認められるもの」とし、参考として先進的な病院実習事例をお示ししようということにしております。これにつきましては継続的に検討させていただくところでございます。1枚おめくりいただきまして、指導的立場の救急救命士養成カリキュラムの考え方でございます。指導的立場の救急救命士に必要なスキルとして大きく4つに分類させていただきました。知識、技術、指導、連携、それぞれにつきまして必要と思われる教育項目を枠の中に書いてございます。この4つのスキルを向上するための具体的なカリキュラムといったことで具体的にカリキュラムの案を提示しようということで検討を進めてきたところでございます。7ページ、養成カリキュラムの検討案ですが、ここで資料5をご覧ください。資料5につきましては今のところ案1と案2をつけております。これにつきましては、委員の皆様それぞれの考えがある中で2通りの考え方ということで今回、作業部会ではお示ししております。2つをちょっと並べながら、比較していただきながら説明を聞いていただきたいと思いますけれども、具体的にはA3の横長にそれぞれ示しております。時間数が、現在、案1が100時限、案2が154時限となっております。A4のほうでそれぞれ案1、案2の考え方についてそれぞれ比較してまとめておりますが、まず1番目ですが指導的立場の救急救命士の役割としまして、これにつきましては案1、案2とも同様でございます。①から④まで書いてございますが、役割としましては消防本部内での役割と、あとはMCとの連携の役割の大きく分ければその2つに分類できようかと思えます。そのようなことに対して中心的な役割を担うものといったことで役割と考えています。2番目でございますけれども、消防本部が求める指導救命士という言い方で、まず案1につきましては、先ほど申した指導救命士の役割を踏まえて、「教育・指導を担う人材」としてMCと役割を分担しながら主に「教育」に関して主体的な役割を担える者。したがって、「教育」の役割とは別に、救急業務管理など、救急業務全般を取り扱う救急管理者が目指すようなカリキュラムについては、

別途管理職研修として行うことが妥当であると考えておりました、案1の指導救命士養成課程ではこういったものについては取り扱わず、教育・指導を担う必要なカリキュラムとしてお示ししたものでございます。案2につきましては、消防本部が求める指導救命士像としまして、政令市のような大規模な消防本部では生涯教育担当、教育担当、危機管理を含む現場活動管理担当など、それぞれの担当業務が分担されている。しかしながら、小規模な消防本部では全てを兼任している。また、指導救命士の役割を明確に決めていない小規模な消防本部は、国から示された指導救命士に救急業務全般の管理を望むことも予想される。将来的にはMC主体としている各種研修をMC医師にかかわって開催し、参加した隊員の生涯教育点数を補完できることが望まれるといったことから、案1に比べて、こういった消防本部で救急業務全般管理を担うことを考えたカリキュラムですので、若干時間数等が増えていったところでございます。3つ目の現指導者と今後の指導救命士の養成で、案1につきましては指導救命士としての一定の質の担保が必要と考える部分については、例えば集合研修での入校時テスト、あるいは補講等により確認・補完が可能と考えております。したがって指導救命士養成課程については、先ほど説明しましたがけれども、指導救命士の要件が合致した者として一定のレベルに達したものを対象としているということで、括弧書きですが、基本手技や教養教育に多くの時間を割かずに指導等に必要最小限のカリキュラムとして提示したものでございます。案2につきましては、「現在すでに指導救命士として担当している者又はその役割を担っている者は、いわば現在の救急体制を構築してきた者達だが、現在の救急救命士たちは先駆者が引いたルールを歩んできたものである。この先駆者も時代とともに交代していくが、ひかれたルールを歩んできたものに先駆者と同じ力量を望むのは無理であろう。各消防本部が担ってほしいと思われる役割についての教育をしっかりする必要がある」として、しっかりとした教育がここでは必要ですということで、教育時間についてもその分、十分に見てもらうものでございます。4番目の「必要な研修カリキュラムと必要時間」ということで、案1と案2の前段部分は全く一緒でございます。病院実習の調整・院内引率、救急活動の要領を作成、基本手技の指導・評価、訓練の想定作成・指導・評価、救急活動の検証及び事例検討会等を運営できる具体的カリキュラムが必要であるということで、A3の資料の時間数の左側に記載している枠の部分が案1、案2とも具体的に教育する必要なカリキュラムとしてご提示しているところでございます。ただし、案1におきましては先ほどご説明しました内容を踏まえまして、教育カリキュラムとしては必要最小

限のものとして提示しているものでございます。最終的に案1の考えとしては、国として示すカリキュラムについては必要に応じて教育機関やMCの判断により付加することを妨げないことを前提としまして、教育・指導に必要最小限のものとして提示したものでございます。案2の考え方としましては、教育技法や指導技法ではなく、具体的に自分が実践し評価してもらい、さらに相手の評価を行うカリキュラムとした案1より充実した内容になったものが案2の考え方でございます。これについては後ほど議論をいただきたいと思っております。続いて、資料を先に説明させていただきます。資料4の7ページの4、インセンティブについてですが、昨年度アンケート結果で指導救命士を要項等で定めている消防本部が116ございます。この中でインセンティブがあると答えた消防本部が6本部ございました。具体的には下の枠の中に書いてございます。例えばですが、エンブレムや襟章を救急服に指導救命士といった名称をつけてシンボル化しているもの、消防本部長より指導救命士の証といったものが交付される辞令のようなもの、あるいは、具体的に昇任や昇給、人事評価への加点といった消防本部もございました。このような取り組みを参考にインセンティブについては班会議で引き続き具体的な検討を進めたいと考えております。1ページおめくりいただきまして8ページですが、指導的立場の救急救命士の活躍の場の創設について、上に地域MC、消防本部、全国と書いてございますが、その枠内にある様々な役割に伴って活躍の場についてもそれぞれ創設されるのであらうと考えておりますので、この活躍の場につきましても引き続き班検討で具体的にどのような役割、あるいは活躍の場があるのかといったものを今後お示ししたいと考えております。方向性ということで枠の中に書いてございますけれども、指導救命士につきましては、まず養成カリキュラムの案について今回2案ございましたが、案として確定しまして、12月10日にございます、第2回救急業務のあり方に関する検討会に諮りまして、来年度から指導救命士養成課程の実施を目指す教育機関に対してご提示したいと考えております。また、年度末までにインセンティブ、あるいは活躍の場等、その他検討事項について引き続き救急救命士班の会議にて検討を行い、救急業務のあり方に関する検討会報告書にて明らかにする。その前に第3回の作業部会にてご提示したいと考えております。以上が救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方の説明でございます。

【部会長】

ありがとうございました。ということで、本年度の検討事項のうち、先ほど説明があ

りました5ページの救急救命士の資格を有する職員の指導救命士の要件というところの審議と、特に今日は2つ目で、養成カリキュラム並びにカリキュラムの内容、特に時間数も含めてですけれども、今日の作業部会である程度答えを出していきたいということでございます。4番目、5番目についてはインセンティブ、あるいは活動の場といったものについては引き続き検討していただくということでよろしいかと思います。特に、まず要件案並びにカリキュラムについて、この班の責任者をしていただきました〇〇先生からご追加、あるいは改めて審議事項の要点をご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【〇〇委員】

ありがとうございます。〇〇です。特にご議論いただきたいのは、養成カリキュラムの内容です。班としては1つの案でこの作業部会にご報告するのが本来のあり方と思いますが、二つの案を提示させていただいた点について少し追加させていただきます。

養成カリキュラムについては、内容とボリュームがキーワードだと思いますが、内容についての基本骨格は両案とも同一で、6ページにお示しした連携、知識、技術、指導の4項目です。この4項目を柱にして、それぞれにどのぐらいの時間を割り振るかという議論を進めてまいったわけです。班としては、いろいろな事情を抱える消防本部に広く受け入れていただくために、最初からこんな時間数ではとても無理と言われないような総時間数で提示するというのを基本的な考え方としました。この考え方でまとめた案が案1です。どこもが受け入れやすい、いわゆるミニマム・リクワイアメント、必要最小限という形で100時間で作成されています。ただし、必要に応じて教育機関やMCの判断でいろいろなものを付加すること、体力のある消防機関等についてはそういうことも可能かと思われまますので、これを否定しないということを前提としています。

一方、小さな消防本部においては、指導救命士になったとたんに再教育を任せ、カリキュラムもつくってくれ、あるいは研修会を開いてくれ、事後検証会を運営してくれというように期待される実情があることから、即戦力として働けるようにカリキュラムを上乗せして組んだものが案2です。従いまして、カリキュラムの作成、事後検証の運営等の時間数が案1に比べて膨らんでいます。二つの案を提示させていただいて大変申し訳ありませんが、以上がその背景です。よろしくご審議のほどお願いたします。

【部会長】

ありがとうございます。順番にやっていきたいと思いますが、まず1つ目の要

件です。資料4の5ページですけれども、この要件案について、一応班からはこういう形でどうでしょう。ただ、1つ補足のところを見ていただいて、隊長としての経験については隊長代理という等の経験も含めるということで、あまり厳格にしまわないような補足をつけていただいております。これについてまずご審議願いたいと思いますが、いかがでしょうか。担当された委員の先生方、班のほうでも既に話したということであっても、もう一度お話ししていただいても結構ですのでよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。〇〇先生、これはもう班の会議の中ではこの形でいこうということの上で上げてきたと理解してよろしゅうございますか。

【〇〇委員】

はい、隊長としての経験年数については、様々な消防本部の実情を勘案して、副隊長や予備隊長の分も算定する方針としています。

【部会長】

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、この要件の案を一応このままの形で親会議に上げるという形でよろしいでしょうか。

【〇〇委員】

確認をよろしいでしょうか。要件の一番最後のところですが、所属する消防長が推薦し、地域MC協議会が認めるもの。これは最終的にはインセンティブがどういふふうにつくかにも関係してくると思うんですけれども、地域MC協議会としてMC協議会の指導救命士という形でMC協議会が主体なのか、あるいは、消防長、消防本部が主体でMC協議会としてはとりあえず判を押すだけという感じのイメージなのかというところが結構本質的には大事じゃないかと思っはいるんですけれども、ここに関してはいかがでしょうか。

【〇〇委員】

今の〇〇先生のお話であれば後者ということになります。認定は地域MC協議会にさせていただく方向で考えています。

【部会長】

消防機関の委員の方々、今のはよろしいでしょうか。事務局もそういうとらえ方をされてよろしいのでしょうか。

【事務局】

はい。ただ、認定のあり方については、最終的には地域のMCが認める者ですけれど

も、そもそもの認定をどうするかはもう少し班会議で詰めるといった形と考えております。

【部会長】

この形の案で上げますけれども、今、〇〇委員がおっしゃったようにMCに重きを置くのか、消防長に消防機関の中での裁量権でいくのかというところはもう少し詰めていきますということも含めて、おおむねこの項目で了解を得たということでよろしいでしょうか。それでは、今日、ちょっと重要なのは、案が2つありました。項目はほとんど同じですけれども、教育時間が100時間と150時間。〇〇委員の説明では100時間というのがミニマム・リクワイアメントとして導入しやすい。小さな消防本部も含めて、すぐにでも最低このレベルから受けてくださいという提案。一方、全体的な管理もできること、あるいは、もう少ししっかりとした教育内容をもってして指導救命士だという意味においては150時間程度必要だというのが第2案といただいております。これは委員の中でも少し、150時間やるべきだという委員がおられたということなので、こちらのほうに上げて審議してほしいと承っております。この辺について100時間と150時間、どう違うんだというのは単に時間数の違いとはいえ、先ほどのそれぞれの資料についております方針が明確に文書で書いてしまうと少し違いがあるということですので、いかがでございますか。

【〇〇委員】

まず、ちょっと全体像の意味でそれによって教育も変わってくるかと思うんですけれども、大体1つの消防署に何名ぐらい設置して、任期みたいなのがあるのか。例えば1年ごとの任期で終わったらまた普通の人になるのか、一回なったらもう一生なるのか。もし一生なるようならば相当しっかりしたもので150時間ぐらいやってほしいし、ある程度交代しながらやったりするようだったら基礎的なことをやっておいて、あとはさらに勉強すればいいのかと思ったりしますので、任期と、それから大体どんな規模に何名ぐらいとか、そんなイメージがあるのか教えていただければと思います。

【部会長】

その点の議論は、〇〇委員、どうでしたでしょうか。

【〇〇委員】

具体的にどういう消防本部にどれぐらいの数ということについて明確に提示できる段階にありません。現在各消防本部で活動している指導救命士のあり方や役割、人数の規模

も大分違ってしますので、具体的な数字を出すまでにはなお議論が必要です。

【部会長】

〇〇委員のご質問は初回、1回目の検討会か昨年の検討会のときにも既に指導救命士に近い活動が行われている組織のご紹介があったと思うんですけども、そのときにも組織によって交代で当てていく形をとっているところと、階級というのはおかしいですけども、ある程度組織の中のキャリアアップとしてとらえているところとあるというご紹介がありました。ただ、今回それをどちらがどうだということは規定せずにやっているという理解でよろしいのでしょうか。

【〇〇委員】

現状では、職位とリンクして運用しているところもあれば、指導者、教育者としての立場で活躍してもらっているところもある。両方の面があります。

【部会長】

そういう形で、やはりそこはなかなか型にはめてしまう、定義してしまうのも難しかったのかもしれませんが。むしろ教育の内容的なもので審議していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

【〇〇委員】

案2のほうの時間数の多い項目を見てみますと、その多くが実際の講習会を開催して、実施して評価させるとか、実際の症例検討会を行うというかなりオンジョブに近いイメージがあります。こういうオンジョブのものは、本来最初に100時間とかやって、その後の半年とか1年の間に適宜そういうものを開催する形にしていかないと、まとめてそういう形でやるのは開催自体もかなり難しいのではないかと、これを見ていてちょっと思ったので、100時間のものに加えてそういう事例検討会の経験がなかったり、あるいはシミュレーショントレーニングの開催経験がなければ、そういうものを一定期間の間に一定量やることで補完するという形ではいけないのでしょうか。

【部会長】

いけないというか、そうするのがいいのではないかというご意見ですね。おそらく150時間と書かれているのは非常に理想形に近いんですけども、おっしゃるとおり、確かにかなり敷居の高いところもなきにしもあらずでして、今、〇〇先生がおっしゃったような項目については望ましい、いわゆる指導救命士をとった後、そういうこともやっていくのは望ましいという項目が入っているんですというご意見かと思います。どうでし

ようか。消防機関の委員の方々にぜひご意見を賜るとありがたいんですけども、〇〇委員、どうでしょう。この時間的なことについてご意見を賜ればと思います。

【〇〇委員】

ありがとうございます。札幌の〇〇でございます。指導救命士の役割は、資料4の8ページにあります活躍の場の創設というところで、このような活躍は、要するに担わなければならない活動だとは思っています。なので、それぞれの消防本部によって多少違いはあっても、最大限、マックスとしてこれぐらいの任務は与えられるだろうというのが、消防本部側として指導救命士ができた場合にこれぐらいのことはやってほしいという思いでございます。それと、〇〇先生がおっしゃられた補完としてオンジョブの部分をするというのは、一旦資格講習を終えた者を再度講習に出すのは消防本部としていかに難しいか。一回の講習で終わってくればそれはできるんですが、それをさらにまた追加、半年後にも追加というのは、大きな消防本部であればそうでもないかと思いますが、小さな消防本部になればなるほど、一度資格を取らせたものを再度講習に行かせるのはすごく出しづらいと思います。

【部会長】

だから、追加で出すなら最初からきちっとカリキュラムとして入れておけというご意見ですか。あとは、消防本部の規模にもかなり影響を受けてくると思うんですけども、〇〇委員はいかがでしょう。時間的なことも含めてご意見をいただければと思います。

【〇〇委員】

案2の中で消防本部が求める指導救命士というところがございますけれども、まさにそこに書かれてあるとおりでございます。小規模本部では国から示された指導救命士に救急業務全般の管理を望むことが予想されるというのが現実に予想されます。中小消防本部が含まれる我々のMC地域ですけれども、現時点で指導救命士は署に1人ということで、ほとんどが消防本部に1人という状況になりますので、おそらくはこういうものが予想される場所だと思います。やはり即戦力的な内容になってほしいとは思いません。

【部会長】

ということは、100時間……。

【〇〇委員】

150 時間、時間をかけて、1 カ月という形で十分な教育をしてほしい。

【部会長】

150 時間費やして、十分な指導救命士をつくりたい。ほか、〇〇委員はどうでしょうか。せつかくですので、この際意見を聞いておきたいと思います。

【〇〇委員】

班会議のほうでいろいろ議論があったところでございます。私のほうとしては案 1 ということで、時間数に案 1 の研修カリキュラムに必要な時間というところで一番下の※に書かれているとおり、必要に応じて教育機関やMCの判断を付加することを妨げないということで、意見が真っ向から対立するような形になってしまうんですが、そういうところの裁量を残してもらって、それで時間数を決めたほうがいいんじゃないかという考えを示させていただきました。

【部会長】

ほか、消防機関、あるいは委員の方でぜひここは述べておきたいというのがございましたら承りたいと思います。

【〇〇委員】

質問をいいですか。基本的にこの 100 時間は何日間でやるんですか。計算が 15 なので土日を含んで 2 週間半ぐらいになるかと思います。それについてはどうでしょうか。何日間でカリキュラムを……。

【部会長】

100 時間だとどれぐらいになりますか。

【事務局】

3 週間ぐらいだと思います。

【〇〇委員】

それで、もう一つのほうは丸々 1 日から始まって 31 日まで。

【事務局】

31 日。丸々 1 カ月です。

【部会長】

どうでしょうか。ここで意見が割れたまま上に上げるわけにもいきませんので、どちらか、一応目安として 100 時間なら 100 時間、150 時間なら 150 時間。カリキュラムの内

容的なものは全く問題はないわけで、この形でいきたいと思います。ここはどうでしょうか。ほかにご意見はございますか。今、意見は2つに分かれていて、事務局でもご意見を尊重して上げてきていただいたと理解します。

【〇〇委員】

今、一応皆様の意見を聞いたんですけれども、やはりこれから指導的立場をとる方はかなり責任もあります。それで、かなり項目も広くわたっておりますので、できる限り時間を多くということで、やはり案2のほうが今後目指すところを考えるとよろしいかと思えます。

【部会長】

150時間、しっかりとやっておけばというご意見が出ております。

【〇〇委員】

消防大学ですけれども、150時間丸々というカリキュラムを見せていただきますと、〇〇先生がおっしゃったようにオンジョブが非常に多い。それを教育機関でいかにコントロールしていくかは非常に難しい問題です。それと、消防大学でやっております救急カリキュラムを100時間でやるとすれば、現状の入校前から課題研究を出させたり、ふた月ぐらい前から大体メンバーが決まり次第、もうメールで2項目、3項目出したり、入校時にプレテストをさせたり、コントロールを非常にやっています。それをやりつつ、また150時間をこの中でやるとなると、相当数の学生を消防本部にしながら2カ月ぐらい前からコントロールしていくわけなので、消防本部によっては仕事をさせながら課題研究の論文をつくったり、データをつくったりということで、非常にセーブされている中でまた学校へ入って行ってという形になりますと、これを全てという形にはなかなか難しい。学生のほうが負担になってしまうところがちょっと危惧するところがございます。100時間ならば、今のところ救急科のカリキュラムを含め、しかも、その後管理職としての幹部教養もまだ救急科の中で含められるという感じでは考えているところです。

【部会長】

オンジョブの部分といいますか、オンジョブとオフジョブを分けると結構ボリュームになるということで、そういう意味においては100時間をミニマム・リクワイアメントにしてというご意見もいただいております。ほかはどうでしょうか。

【〇〇委員】

千葉県の船橋市消防局の〇〇です。この時間数をちょっと比べてみたんですけれども、

知識の項目の救急隊長要務や、技術項目の基本手技の確認、指導項目の評価技法、プレゼンテーション技法、それと連携項目の実践技能、救急活動事後検証のあり方などという研修項目が、かなり時間数の多い部分ですが、この辺の時間数についてはある程度、次の救急隊員教育のあり方の中で指導担当や、あとは救急隊長研修も入りますし、実技評価についてもシナリオトレーニングを通じて企画立案から指導までという部分である程度は補えるのではないかと考えております。

【部会長】

後で出てくる救急隊員の教育の中で今度は救急隊員を指導する指導救命士の役割も本当は関連づけてお話をしないといけないんです。今のご意見はそういった中でも実務的にはクリアしていくことになるだろう。そうすると、ミニマム・リクワイアメントとしては100時間なら100時間を決めておいて、その後、救急隊員の教育も含めたカリキュラムの中で足し算をしていけばいいんじゃないかというのが今のご意見だろうと解釈します。いかがでしょうか。

【〇〇委員】

今、〇〇委員がおっしゃられた救急隊員の教育を指導救命士が担うのを前提にお話をされていると思うんですが、では、教育をする指導救命士が何のバックボーンというか、教育を受けないでやるのはどうなんだろうというので、私は案2のほうがよろしいんじゃないか。実際に教えるという行為も含めて教育をされた人間が救急隊員を教えるというカリキュラムになったほうがいいのではないかと私は思います。

【部会長】

検討部会長としては進め方に困っているんですけども、どうでしょうか。ここは、ひとつ答えを出しておくべきなのか、あるいはこのままペンディングにしてしまうと…。ちょっと事務局に尋ねますけれども、時間の内容についてここである程度決めておかないと以降のいろいろな詰め方が難しくなるのか。ちょっとその辺をご示唆願えませんでしょうか。

【事務局】

この場において時間数を決めていただくのが一番ベストでございます。ただ、議論がまとまらない場合は、12月10日に第2回救急業務のあり方に関する検討会がある。実際に来年度からそういった集合研修を考えている教育機関については、今年中にある程度時間数を含めたカリキュラムを提示してあげないと来年度の作業を進められないことから

期限が決まってしまっているということです。今日決めていただけないのであれば、12月10日までに別の形で決めていただかなければ仕方がないところでございます。

【部会長】

そういうことで、親会にはもう承認をとりたいということです。言いかえると、十分議論を尽くして、一応こういう形ですということを上げないと、2案を上げるわけにはまいりませんので、ここは〇〇委員、どうでしょうか。先生にもう一度預かっていただいて、それまでに調整を行うか、この場でもうちょっと、時間的なこともありますからなかなかご意見をいただいても折り合いがつかなければ平行線になってしまいます。実際にはここにおられる方以外に実践をする消防機関の方々の意見もある程度聞いておかないといけないし、集合研修等をこれからやろうとするところは具体的に見えてきたほうがやりやすいこともございましょうし、ここはちょっと難しい判断になりますが、決をとるというのもおかしな話ですし……。

【〇〇委員】

先ほど、地域MCなどの判断を妨げないという前提のもとということで、案1ということでこの議論に投げかけてございますので、それは地域MCの中でやれば案2でも150でこういうふうに決めましたということで、地域MCの理解もとれるだろうと考えます。いずれにしても、持ち帰って各消防本部がやりやすい時間数が適格だと判断します。それに加えて、内容を付加したというところでいけば150時間でもいいのかなと考えるところがございませう。

【〇〇課長（オブザーバー）】

オブザーバーの立場で失礼します。横浜の〇〇でございます。実は、横浜の指導的立場の救急救命士の者が各署におりまして、来週、教育を行います。それは1日丸々使ってまずシナリオトレーニングをやって、その後、次の日は指導技法やディブリーフィングに当てます。その後、隊長教育。64隊ありますので、そのほかの部隊の隊長教育をやるんですが、それはシナリオトレーニングのみを行います。ですので、指導救命士についてはプラス半日ですけれども付加して、隊長教育は1日だけで済ますという形にしています。やはり隊長を教える指導的立場という少し時間が長いほうが望ましいかと思ひます。あともう一つは、地域MCの話ですけれども、例えば私どもの場合、救急救命士養成所とか消防学校が横浜市にありますからそこで行いますけれども、教育機関にもよると思ひます。救急振興財団とか消防大学校で全て全国押し並べてやるということでは

あれば統一カリキュラムでしょうけれども、都道府県の消防学校でもやることになると、県内の標準化を図るとか、地域の標準化を図るという意味でいくと、ある程度長い時間をとって、県内同じように押し並べてとか、消防学校の範囲は押し並べてやったほうがよろしいのではないかということで案2のほうが望ましいのではないかと思います。

【部会長】

そういうことで、ぜひ皆さん、意見を出してください。部会長預かりとか班長預かりにしてもまた水面下でなぜ決めちゃったのみたいになっても困りますので、ぜひここで意見をいただいて、場合によっては、ちょっと時間がかかりますけれども、ここで意見を決めてしまいましょう。〇〇委員も100時間と言ったものの、話を聞いていると150時間でもいいかと。要するに、年間コントロールという大きな枠の中でとらえればそのぐらゐの時間でもいいのかという意見もまた出てきました。いかがでしょうか。

【〇〇委員】

少しお聞きしたいんですが、このカリキュラムの中に、例えば病院実習のようなものは入っているのでしょうか。例えば病院研修中の救急救命士を実際に病院実習の中で教育したり、患者さんを搬送されてきた救急隊に対してリアルタイムでフィードバックをしたりというのも指導救命士の仕事としては大事かと思うんです。例えば病院実習を2～3日入れるとなると、1日それをやれば何時間、何コマぐらゐの実習時間になるのか。例えば16時間ぐらゐそういうのを1日でやるとなるとすれば、3日もやれば48時間になってしまいます。そうなってくると100時間では到底無理だろうという気がします。そのあたりは何かお考えは検討されておられたのでしょうか。

【部会長】

〇〇先生、このカリキュラムの中には病院実習は入っていませんよね。見ますと、技術2の救急活動各論のところには現場でのチェック項目などは入っているようです。

【〇〇委員】

今のご質問のことですけれども、それについて要件の中で必要な病院実習を受けていることという形になっていますので、そこで一定程度、病院実習をしているから、その部分は講習の中では必要ないというところで議論が進んでおります。

【部会長】

受けているからという前提でということですね。いかがでしょうか。それでは、申しわけないんですが、ある程度、決をとらせてもらったほうがいいのかと思います。ぜひ

ご意見を言う方はおられませんね。よろしいですか。ちょっと決めないといけないというので、どっちがいいか。

【事務局】

事務局としては、先ほどご説明差し上げたとおり、それぞれの教育機関、あるいは地域MCで必要に応じて150時間にしていただくのはもちろん妨げないということで、実は我々のほうで大小規模の消防本部にどれぐらいだったら出せるのかということで内々でお聞きしましたところ、特に小さいところについては3週間ぐらいが限度だというお話も聞いているといったこともありまして、事務局としては案1をご提示差し上げているところでございます。

【部会長】

事務局のほうでは各消防本部にある程度情報を聞いていただいたようです。

【事務局】

一応20ぐらいの本部に聞いたんですけれども、大きいところ、体力のあるところは、ひと月以上出せると言われたというご返答でございましたけれども、小さいところになれば、ひと月以上の研修はとて出せないといった話がありまして、我々としては3週間ぐらいの研修時間が妥当ではないか。それと、先ほど任期制かどうかという話がありましたけれども、昨年度のアンケートでは既に実施している116の本部の多くは任期制、何年かおきに交代するという形が多くございました。一応、補足でございます。

【部会長】

ということは、小さい消防本部の意向も考慮してほしいという事務局の追加情報でございます。どうでしょうか。

【〇〇委員】

大きな消防本部の20を聞かれるなら母数としては正しいのかもしれませんが、小さな消防本部20というのは全然母数にはならない気がするんです。

【事務局】

もっと聞いたほうが良いということですか。

【〇〇委員】

それと、指導救命士の役割を明示された中でどれぐらいのカリキュラムが必要なのか、消防本部ごとに何人必要だからどれぐらいの期間出せますかというご質問をされたんでしょうか。

【事務局】

それは、指導的立場の役割をある程度説明差し上げて、指導的立場の救急救命士の養成教育として、どれぐらいのボリュームが必要かといったこととお聞きいたしました。大きいところでは、ひと月以上というのはございましたけれども、小さいところでは、ほかの研修でも多分同じだと思うんですけども、長い期間の研修はやはり出しにくいというお話がございました。

【〇〇委員】

わかりました。それぞれ消防本部、20 の消防本部が正しいのかどうかわかりませんが、要件としては、私としてはもう少ししっかりしてあげたほうがいいのではないかと。要するに、消防本部はその後出せないんです、一回終わった後。そういうのをよく考えていただいたほうが……。小さい本部になればなるほど出せなくなると思います。

【事務局】

その辺で先ほど補足で説明しましたが、多くの場合は任期制ということでその人がずっとそのポジションにいるわけではございませんので、何年か経つと次の新しい指導的立場を担う方が代替わりしてそういった集合カリキュラムに参画されるんだと、私は思っております。そういった意味で、逆に出しやすいほうが妥当なのかと。何回も繰り返しになりますけれども、地域MC、あるいは教育機関で必要と認めれば100時間から150時間は当然妨げるものではございませんので、それぞれの地域で必要とお認めになれば150時間やっていたら結構かと思えます。我々としては、先ほどお話があったように、ミニマム・リクワイアメント、最小限のものを国としては提示したいと事務局では考えております。

【〇〇委員】

最後に、それぞれの地域で付加するものは妨げないはそのとおりでしょうけれども、実証研究をやられたときに、実証研究のカリキュラムの量を増やした消防本部は幾つあったのか。気管挿管や薬剤投与の追加講習をやったときに国の示したカリキュラムよりも増やしたところは幾つあったのか。それをお考えになっていただければ、消防本部は国が示したカリキュラム以上にやれるのかというところがわかるんじゃないかと思えます。

【部会長】

実はこのまま議論を続けても、もともとは班会議できちっともんでいただいて部会に

上げていただかないと、どちらに欠点があってという論点を明確にしてここで決をとれ
というのならいざ知らず、どちらがどっちということをこの部会の中でやるのもこれも
ちょっと大変です。

【〇〇委員】

再三申し上げているように、100 時間は必要最小限としての位置づけで、地域の実情や
消防本部の体力に応じて150 時間でもそれ以上でも増やすことを否定しないというのを前
提としていますので、班としては100 時間を基本としたいと思っております。

【部会長】

班会議では100 時間で上げようと思っておりますということですが、それをミニマム、
ぜひ守っていただく最低の要件として100 時間。150 時間、200 時間とふやすことは当然
のことながら体力に応じてやっていただいて結構だということです。

【〇〇委員】

実際、ここで100 時間を150 時間に増やした際の学習効果をイメージできる委員は多く
ないのではないかと思いますのですが、消防大学校で実際に100 時間で実施されているカリキ
ュラムについてはその実績が評価されています。また、すでに次年度のカリキュラム案
を提案していただいている教育機関の中には、100 時間を大きく上回っているところもあ
りますので、体力のある消防本部はニーズに合わせて教育機関を選択することも考慮で
きると思いますので、ミニマムという形でよろしいかと考えます。

【〇〇委員】

先ほど、〇〇委員から改めて研修に出すのは大変だという話がありましたけれども、
改めて研修ということでもなく、例えば100 時間でやるのであればオンジョブの部分は
全くないわけですから、その後にきちんとした事例検証会を主催して集めるということ
を実際に自分の本部でやることを義務付けることにして、そういうことが難しいのであ
れば最初からパッケージとして付け加えたような研修プログラムを作ってもいいですと
いう形で、実際の事例検証会なりシミュレーションをやること自体は非常に大事
なので、100 時間に関してはそれをやることを必ずルールとする。その後にやらなければ
いけないと義務付ければ、そこで少しはある程度取れるんじゃないかと思いますけれど
も、いかがでしょうか。

【部会長】

そういうことで、班会議の班長の意見を尊重すれば、一応100 時間を最低必要なカリキ

キュラムの時間としてそういう意味で提案されたということですので、ここはこの部会として、これはミニマムなリクワイアメントですと。ほかの委員の方も、足すことはいろんな形で可能なんだからということでございます。まだまだ意見は尽くせないかもしれませんが、前に進めたいという事務局の意向もでございますので、ここは班会議の班の意向を尊重して、第1案をとらせていただきたいということでよろしゅうございますか。もちろんここで議論に出たことは議事録にきちっと残っておりますので、やはり改めて増やしていくほうがいいのであれば、また別の機会にやればいいと思います。一応100時間で国からの1つの指針として示す方向で、ただし、これは最低必要なカリキュラム時間ですということを示す方向でご了承願えませんでしょうか。〇〇委員、申しわけございませんが、そういうことで進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。時間がちょっと押しております。あとの班の先生方には申しわけないですが、簡潔にご説明願えたらと思います。次は救急隊員の教育について、よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは資料4、10ページからご覧ください。「救急隊員の生涯教育のあり方」ということで、今年度の検討事項としましては役割に合わせた教育カリキュラムの検討として、新任隊員、兼務を含む一般救急隊員、小隊長といった役割に応じた教育カリキュラムの検討を行っております。また、eラーニングを活用した救急隊員教育コンテンツの検討についても今年度検討してまいりました。アウトプットとしましては、教育指針として体系的に示したいということ、関係通知の発出や救急業務のあり方に関する検討会報告書により周知を図ってまいりたい。それと、eラーニングのコンテンツについても必要なものをご提示差し上げたいと考えております。また、11ページをご覧ください。救急隊員班で検討した役割別の教育の範囲ですが、ご覧の4段階に区分してございます。1つが新任の救急隊員、それと専任のいない消防本部対象ですが、兼任の救急隊員の教育。現任の救急隊員の教育、そして救急隊長に必要な教育といったことで、昨年度、現任救急隊員教育の部分で80単位というのをお示ししましたけれども、これを標準の教育項目としまして、これからそれぞれの役割に必要な教育を抽出する、あるいは追加したものをそれぞれの役割別教育としております。12ページをご覧ください。具体的に必要な教育案ですが、資料6にまとめてございます。資料6のまず最初に5ページをご覧ください。現任隊員教育でございます。ここの部分が昨年度の救急業務のあり方に関する検討会で救急隊員に必要な教育として80単位と定めた部分でございます。内容については昨年度

の 80 単位そのままでございますけれども、1つ考え方が加わりまして、現任救急隊員については教育担当者として新任隊員あるいは部下に対して教育を担うといった位置付けの指針でございます。こういったことから、この現任救急隊員が指導者として部下等に対する指導を行った場合は、自身の教育の単位としてこれを認めようということで、昨年度の考え方から若干新たに加わった部分がございます、具体的には6ページをご覧くださいまして、必須項目あるいは選択項目合計 80 単位がございますけれども、それぞれ指導者・評価者として携わることで自身の教育単位の部分にさせていただこうといったことしております。続いて7ページの救急隊長の教育をご覧くださいたいんですけれども、救急隊長に必要な教育としてベースは 80 単位の現任隊員教育と一緒に、ここでもまた指導者・評価者として教育に携わることで自身の単位にさせていただこうと考えております。中段ぐらいに書いていますけれども、救急隊長教育に必要な教育としては、救急隊の管理、現場指揮であったり統制、あるいは傷病者の管理、病院交渉とか医師への引き継ぎ、接遇・インフォームドコンセント、安全管理・危機管理といったことについては、救急救命士ではなくて救急隊長としての役割で、こういった部分を必要な教育として要するだろうということで、きちんと追いつけたほうがいだろうと班会議を行いました。参考資料1に教育に係るアンケート結果の速報値として、救急隊長教育についてのアンケートがございます。(1)の部分の赤と青のグラフで救急隊長教育・研修を実施しているか、していないかでは、117の本部、15.3%で実施していた現状でございます。(2)ですけれども、ここは実施しているところ、していないところの全てを含めて隊長教育・研修に必要な項目は何かということで自由意見をいただいたところ、先ほど申したような病院交渉、医師の引き継ぎであったり、現場での判断、接遇やインフォームドコンセント、現場指揮、安全管理・危機管理といったものについて、やはり小隊長としての役割、担う部分については、きちんとした教育が必要だろうというご回答をいただいているところです。こういったものを今回役割別の教育として救急隊長教育に必要な項目として位置付けようと考えました。それが、具体的には、資料6の8ページに救急隊長に必要な教育として示しております。上の手技的な項目については、そのままですけれども、選択教育として集合研修等でこういった病院交渉であったり、現場指揮・統制などの研修、あるいは安全管理、接遇・倫理の研修といったものについては、救急隊長教育として集合研修の中で選択して実施することが望ましいといった位置付けで教育の実施を図っていかうと考えたものでございます。続きまして、1ページに戻っていただきまして、新任救

急隊員に必要な教育でございます。これについては当然、現場で手技的な部分もしますので、そういった手技的な部分としては教育をきちっとやる必要があるだろう。また、小隊教育についても当然隊との連携といったものからきちっとやっていただく必要があるだろうと考えております。所属研修の中でも、特に新任隊員として必要な教育項目として安全管理や危機管理、あるいは接遇・倫理、緊急度や重症度の判断の研修といったものについては、早い段階できちっとした教育を受けていただく必要があるだろうと考えております。また、これ以外も基本となる資器材の取り扱いであったり、搬送法、感染防止や消毒といった手技的な項目についても新任教育の早い段階から教育が必要だろうということで、新任隊員教育というふうに位置付けようと考えております。具体につきましては、2 ページに記載しておりますけれども、上の観察応急処置の中から主な使用頻度の高いものをピックアップして、新任教育として先ほど申したようなことを位置付けて、所属研修としても緊急度・重症度判断、安全管理、接遇といったものについては、きちっと必須でやっていただくということで、年間合計 85 単位といったものを新任救急隊員教育として位置付けさせていただいたところでございます。急ぎですみませんけれども、兼任救急隊員のところで3 ページでございます。兼任の救急隊員というのは、先にご説明いたしました、3 ページの文章の下の部分にも書いてございますけれども、専任で救急隊員を配置していない消防本部での隊員を言うということです。専任で配置している消防本部で、例えば専任の救急隊員に事故があるときに日替わりで年に何回か乗るような方は、ここでは想定しておりません。あくまで専任の救急隊員を置けていない消防本部の隊員を対象としたものの研修でございます。こういった兼任救急隊員につきましても、当然救急現場、救急活動の中では兼任救急隊員自らが実施する場面も当然想定されるということです、手技的な項目、応急処置、観察・処置について、主なものはきちんと毎年教育を受けていただく。それと、小隊教育についても隊の連携でございますので、こういった訓練も毎年きちんと受けていただく。また、本部で実施する所属研修についても必要と認める分についてはきちんと受けていただく。そういったことで位置づけたのが4 ページの表でございます。ここで必須ということで上で示している部分で合計が 30 単位ということで所属研修については本部で認める研修を受けていただく。こういったことで役割別の教育としてまとめさせていただきました。先に説明を続けますけれども、資料4に戻りまして12 ページでございます。eラーニングの活用についてですが、参考資料1の2枚目、eラーニングの実施状況のアンケートをご覧ください。eラー

ニングを実施しているかにつきましては767本部のうち18.8%、144の本部が実施しているといった現状がございました。(2)ですけれども、このうちどのようなコンテンツを作成しているかと聞いたところの答えでございます。中間発表なので数が少ないですけれども、ご覧のような項目についてeラーニングのコンテンツを作成している。また、その他の内容といたしましては、心電図の読解、気管挿管、講習会等の指導要領といったものについても独自にeラーニングのコンテンツを作成している現状が明らかとなりました。第1回の議事概要にございましたとおり、eラーニングについては、このように全国の様々な消防本部でコンテンツを作成されているだろうといったことから、こういった様々なコンテンツについて利用可能なものがあるのかどうか。こういった部分について引き続き救急隊員の班会議の中で検討を進めさせていただいて、ここにないような新たに作成が必要なものとあわせて、第3回の作業部会で示させていただけたらと考えております。それと、先ほど申した必要な教育については、後ほどご説明差し上げる教育指針として取りまとめて、年度末の成果物としたいと考えてございます。以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。ということで、救急隊員の教育のあり方についてですけれども、特にわかりやすいのは11ページの役割別教育の範囲、そして、12ページに必要な教育。これは資料6に入っているものです。それと、最後にご説明のあったeラーニングの活用ということで今現在検討が続けられているということです。〇〇班長から追加発言、ご説明をお願いできますでしょうか。

【〇〇委員】

ほとんど今のお話で大体おわかりいただけたかと思うんですけれども、この11ページで現任救急隊員教育が80単位。ここにはあえて単位数を書かないであると思うんですけれども、この現任隊員が80単位で救急隊長教育も80単位なのに、救急隊長の枠はこっちのほうが大きいというところがこの図の上で細かく見られる方は何か変に感じるかもしれないんですけれども、これは救急隊長であっても指導者と同時に実技的な手技はしっかりとできてほしいので、そのトレーニングをしてほしいという気持ちがあらわれてこうなっているんだろうとご理解いただければいいと思います。多分この辺は何かご指摘される方がいらっしゃるのではという気がしました。

【部会長】

現在、班のほうからお示し願って、救急隊員に対する教育はこういう役割を4つに分

けて、それぞれに目的とカリキュラムをつくっていくというご提案です。それを最終的には教育指針を出すということですが、まずこれはまだ進行形ですので、ぜひここで、いや、こうしてほしい、あるいはこの案について確認していただいて、先ほどの話じゃないですけども、もっとカリキュラムの内容を充実すべきとか、時間をどうこうすべきだという意見があればぜひ承りたいと思います。いかがでしょうか。初めて見られる委員のほうが多いかもしれませんので、ぜひご意見を賜ればと思います。消防機関の方々、ぜひ意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。まずそれぞれ新任救急隊員の教育、そして兼任救急隊員は兼務している消防本部はあるので、それを配慮して役割の位置付けを明確にした上で、その方であってもここまでのカリキュラムが必要だということを明記されております。当然、現任の救急隊員、そして救急隊長という位置付けにもなっております。

【〇〇委員】

役割別に必要な年間教育項目一覧表、資料6の9ページですけども、その中で1つ、緊急度・重症度判断研修が新任隊員だけになっているんですが、実は当地域の検証会議などを見ていまして、実際、問題になるのは緊急度の判断がどうなんだろうというところをしばしば思うんです。救急救命士であってもそういうところが問題になることがあるので、やはりここだけはどれだけやってもやり過ぎることはないんじゃないかと個人的には思うんですが、いかがでしょうか。資料6の9ページ、集合研修のところの上から5番目、緊急度・重症度判断研修というのがありまして、これが新任隊員だけに「●」がついております。これは新任だけにするよりは、全て、どれだけやってもいいんじゃないかというのが個人的な見解ですが、いかがでしょうか。

【〇〇委員】

この緊急度・重症度判定につきましては前回のこの会議でも必要だというお話がありまして、実はその上の小隊訓練で内因性想定訓練、外因性想定訓練の中で緊急度・重症度判定を含むという形で、実質こういうところでやる形で入れております。この新任隊員に関しましては、あえてそれをレクチャーとしてしっかり勉強してもらおうというのがひとつあって、あとはパイの中でいろんな場合を見ながら入れるという意味でここに落とし込みました。時間数の調節の関係でそんなふうには一応してはいます。

【部会長】

〇〇委員がおっしゃったことは非常に重要で、終始、そのプライオリティの意思決定

をするための重症度や緊急度の判断はどの役割であっても重要であるのはそのとおりだと思いますので、カリキュラムの内容はまた〇〇先生がお作りになるときに考慮していただければと思います。ほか、委員の方々はどうでしょうか。ご意見はございませんか。

【〇〇委員】

新任隊員はなつてすぐです。そうすると、本来その前に標準課程での教育を受けていて、それとの連続性で、この中の幾つかは本来は標準課程の中できちんと身に付けてこなければいけないというものもあるように思うんですけども、そういう標準課程との関係という点は何か議論されたでしょうか。

【部会長】

それについては事務局のほうから説明願えますでしょうか。

【事務局】

それは皆さんがおっしゃられました。新任教育、救急科を受けてすぐに救急隊になるかといいますと、大きな消防本部、もちろん本部の方の皆さんのご意見を聞かないとわからないんですけども、多分新任を出て、救急科をとつてすぐに救急隊に乗り込むのは非常にレアなケースじゃないか。多くの場合は、警防として地理水理を覚えてからということで、救急救命士も含めてでしょうけれども、なかなかすぐには救急隊の乗組員にはならないということで、ある程度の時間が経ってから初めて救急隊に乗り込む。その位置付けですけども、これは当然再教育としての位置付けですので、救急科の内容を含んだ内容として、きちんともう一回教育しようといった項目になっております。

【〇〇委員】

わかりました。

【部会長】

それでは、参考資料に挙げられている指針の説明を含めて、あと、親会議に上げるまでに審議しておくべき内容を事務局のほうで引き続き整理していただけたらありがたいんですけども。

【事務局】

成果物として、最後は両方説明します。先に通信指令員のほうの説明を差し上げたいと思います。資料4の14ページからです。

【部会長】

通信指令員の議論を先にいきますか。そのほうがいいですか。

【事務局】

そうしましたら、救急業務に携わる職員の教育指針案の説明ということで、今までご説明差し上げたようなことを踏まえて、体系的にお示ししたいということで、現在策定させていただいております。4、5ページが目次になってございます。わかりやすいのが12ページですけれども、図表4でございます。これが多分、前回に皆様にお示した絵じゃないかと思うんですけれども、こういった教育理念であったり、教育の目的、あるいは目標、関係者の責務といったものをきちんと明らかにした上で必要な教育を図っていく必要があるんじゃないか。また、それぞれの消防本部、MCなりの教育体制であったり、教育資源といったものについても今一度きちんとした整理をつけて、指針で明らかにした上で教育内容ということで、今、救急隊員班で検討している役割別の教育といったものについてこの指針の中に落とし込んでいきたいということで、現在、策定をしているところでございます。15ページをご覧くださいまして、これが現在、国のほうで教育に係る取り組みを表したものです。救急隊員の生涯教育。当然、今は救急救命士教育、再教育をやってございます。通信指令員のほうでは指令員の教育、救急に係る教育のあり方ということで、このような様々な役割分担を指針を中心に、それぞれひとつおりの教育として明らかにできるんじゃないかといったものの整理をきちんとつけて救急業務として必要な教育が実施できたと考えております。17ページ以下は、そういった教育理念とか目的や内容については、またいろいろご意見をいただきたいんですけれども、いろいろ考えて、こういったものをきちっと整理して、皆さんに共通認識を持っていた上で必要な教育を提示できたらと考えております。時間があまり無いので、後日でもご意見をいただけたらと思います。20ページからは教育関係者の責務ということで、都道府県であったり、消防長であったり、教育管理者、あるいは救急隊員の責務といったものについても今一度明らかにさせていただいております。22ページからが現在、救急救命士班のほうでご議論いただいている指導救命士を中心とした教育体制、指導体制についてもこの指針できちんと取り扱って、各本部でどのような配置が進んだらいいのか、例として示した上で、先ほどお話があった役割について25ページに載せていますけれども、役割例としてこういった例に基づいて26ページの指導体制の例によっていろんな役割がくっついて、こういった屋根瓦方式での教育を指導救命士が見ている形になっ

てございますけれども、こういった指導、教育体制の例がとれるような形で指針でいろいろご説明差し上げる、このように考えております。また、27 ページからは企画・運営体制であったり、28～32 ページまではこういった教育資源として教育機関だったり、人的資源だったり、施設等であったりといったものについても整理させていただいて示しているところがございます。32 ページはMCの役割についても触れていきたいと考えております。33 ページから、現在、役割別で議論している内容を落とし込もうという部分でございます。その前に様式等をきちんと整えて、34 ページの図表にございますけれども、こういったPDCAサイクル、年間のきちんとした教育目標を立てて、それぞれの研修の振り返りだったり、チェックリストを活用したフィードバックであったり。当然、年度末にはもう一回きちんと振り返りをして、そういった問題点を抽出して、次の年度の計画に反映するといったPDCAサイクルを回していただけるような形で、我々は様式を考えて、きちんとフィードバック、あるいは振り返りといったものができるような形で考えてございます。35 ページからが新任救急隊員教育、兼任救急隊員教育、現任救急隊員教育、それと救急隊長教育といった形で、今お話ししたような形をここで載せていこうと考えてございます。それと、45 ページからですけれども、後ほどご説明いたしますけれども、通信指令員の救急に係る教育についてもこの教育指針の中で触れて、携わる職員の指針ということで位置付けさせていただこうと考えております。48 ページからは資料編で、先ほど申したように、1枚めくっていただいて50 ページが「個人教育目標記録表」で年間の教育目標についてここできちんと立てていただいて、指導者・評価者がきちんと評価していく。下の部分できちんと年度末に振り返っていただけたらと考えております。51 ページからが各役割別に再構築した教育管理表、昨年度も示しましたけれどもそれを役割別にしたものでございます。59 ページから72 ページまでがチェックリストで、これも昨年度お示した手技的な項目についてチェックリストを作成しています。今回、新たに新任隊員としてチェックリストが必要になりますので、69 ページから作りかけですけれども、救急資器材の取扱チェックリストであったり、70 ページが搬送法のチェックリストだったり、これも作りかけですので、もっとこんなのがいいというご意見があったらぜひいただきたいんですけれども、こういうチェックリストについても新たに作ろうとしてございます。73 ページがチェックリストのない集合研修みたいなものについて使う研修管理の記録表でして、これについてもきちんと自らが評価して、評価者がきちんとまた再評価してフィードバックしていただく形で新たな様式を考えてお

ります。最後に付録ですけれども、76 ページから教育研修記録の管理で、一応ポートフォリオみたいなものをイメージして作らせていただきました。こういった研修管理の記録、あるいは研修の資料、写真といったものをきちんと管理して、自己の振り返り等々に使う。また、自己の成長の記録としていただきたいということで、参考としてお示ししようと考えております。非常に早足でございましたけれども、主な内容です。これにつきましては年度末に策定を予定しておりますので、たくさんのご意見を賜ってぜひいいものにしたいと考えてございますので、皆様、どうかよろしく願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。ということは、現在これは進行形ですということで、でき上がっているところまで結構だからご意見をいただきますと理解してよろしいんですね。

【事務局】

はい。

【部会長】

それと、救急業務のあり方検討会の形には今のこの形で上に上げる予定でしょうか。

【事務局】

そうです。同じような趣旨を説明差し上げて、後ほど説明する通信指令員の教育テキストとともにお示しできたらと考えております。

【部会長】

わかりました。ということで、現在こういう方針で進めているというご説明です。

【〇〇委員】

11 ページで用語の定義が書いてあります。班の会議のときに話題になって、今回対応していただいているんですけれども、救急隊員というもののの中に救急救命士を含むという定義にここでなっております。そうすると、今まで我々が話してきたのはどちらかというと救急隊員教育、生涯教育のあり方については救急救命士以外の隊員のイメージでやってきたんですけれども、今回 41 ページを見ていただきますと、例えば救急隊長というところでも救急救命士に関してはどういう取り扱いをするかを下に記載されております。同様に、2、3 ページ前で新任の救急隊員に関しても新任で専門学校を出た救急救命士が入ってきたらどういう扱いにするかは 36 ページに記載されておりますので、その辺で整合性がとれている形に今回改修してつくっていただいているところです。

【部会長】

追加でちゃんと整合性をとって、定義も明確にしているというご説明です。それも含めて、今ここでちらっと見られてすぐ意見を出せというのも大変だろうと思いますが、ささっと見られて、今のうちに確認しておきたいところがありましたら承りますけれども、いかがでしょうか。それでは、またご意見を時間がありましたらまた後で承るとして、次に進めさせていただきます。次は通信指令員の救急に係る教育ということで、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

資料4、14 ページをご覧ください。今年度の検討事項としまして、通信指令員に対する救急に係る教育。昨年度の救急業務のあり方に関する検討会でご報告させていただきました通信指令員に必要な教育を15 ページに記載しておりますけれども、この実現に向けた具体的な教育内容をお示しし、また、通信指令員の教育に係るインセンティブの検討、教育を受けた者についての通信指令員の呼称といったものの検討、また、現在、別途検討を進めておりますけれども緊急度判定体系の検討会、これは特に通信指令員の教育にかかわりますけれども、こういったところの整合を図るということで、目指すアウトプットとしましては教材を作成して、全国の消防本部にお示ししたいと考えております。15 ページが平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書からとりました必要な教育ということで、総論としまして救急指令管制実務教育の話と、各論的な医学基礎教育ということで解剖・生理や心肺蘇生法といったものについての教育が必要だろうということで、具体的な教材づくりを進めております。16 ページをご覧ください。具体的な教育項目・内容（案）については教材として明らかにしたほうがわかりやすいということで、資料8をご覧ください。通信指令員の救急に係る教育テキストについても現在策定中でございます。ページをおめくりいただきますと、まず目次になってございます。先ほど示しました平成24年度救急業務のあり方に関する検討会報告書の内容を具体的に総論、各論と落とし込みましたら、これだけのボリュームになっているということでございます。この教材・テキストのコンセプトですけれども、昨年度の報告書でも明らかにしましたが、通信指令員につきましては救急隊員資格をお持ちでない方、また救急隊員資格をお持ちの方、救急救命士の資格をお持ちの方、いろんな資格をお持ちの方がいるということで、このテキストについては特に総論的なものは救急隊員であればよく知っておりますけれども、救急隊員の資格がない方でもわかりやすいような形でお示ししようとい

うのがこの教育テキストのコンセプトでございます。また、救急救命士の指令員の方が今度は逆にそういった方に教えるときに教えやすいような形でテキストとしてまとめようということで、現在考えております。簡単に説明しますと1ページ目からが総論ということで、通信指令員の役割的なもの、あるいは2～11ページまでが救急業務の現状ということでいろんな統計的なものについて触れております。それと13ページですけれども、消防法改正で消防と医療の連携についても知っていただく必要があるということで記載させていただいて、15～21ページまでが救急隊員等の現場活動で、実際に指令の管制室にいるだけでは中々わからない、救急隊の役割あるいは救急救命士の役割はどんなことをやっているのかといったことについて、ここで触れております。22ページではメディカルコントロール体制についてもきちっと勉強していただくということで記載してございます。23ページからが各論で、ここからは心停止であったり、死戦期呼吸など、実際に通信指令員に学んでいただきたい医学的な知識についていろいろ記載してございます。まだちょっと策定中ですので抜けている部分とかもございませぬけれども、こういったところについてきちっと学んでいただきたい。44ページからですけれども、聴取要領で聴取の基本だったり、先ほど申した緊急度・重症度の識別といった通信指令員が口頭指導を行う上で知っておいていただきたい知識について具体的にキーワードからどんな疾患を疑うかといったことについても、現在、緊急度判定体系の検討会でいろいろ検討されていますけれども、そういったところでの議論を踏まえながらこちらに落とし込んでいきたいと考えているところです。これにつきましてもまだまだ策定途中です、85ページに記載してはございますけれども、ご覧の委員の方の執筆で策定途中ということで、これについても年度末の完成を目指しているところですので、皆様方のご意見を頂戴できればと考えてございます。以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。ということで、通信指令員の救急に係る教育についてはこういうわかりやすいテキストをつくって、それをもって各消防機関で教育に努めてくださいという指針を目指している。〇〇班長、追加発言はございませぬか。

【〇〇委員】

今の事務局の話のとおりですけれども、前半部分は比較的救急業務にかかわる一般的なことで、基本的には救急救命士、あるいは救急業務の経験者であればわかっていることが多いんです。ただ、やはりその中で通信指令員という視点で見ると、例えばP

A連携で、最初にP A連携を出すかどうかの判断は通信指令員の最初の判断にかかっているわけで、そういう見方でいろいろ書き込んでいくと大分違うということを書きました。また、後半には具体的な聴取のポイントということで病態別、あるいは生理学的な重症度の聴取のコツのようなものをいろいろ書いております。また、幾つかの消防本部のドクターカーやドクターヘリ、医療連携の秩序のための基準を利用させていただいて、具体例としています。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。この件につきましてご質問、ご意見はございませんか。これも非常に画期的なことです。警防部の中で救急から通信指令員に救急のところをこういうふうに勉強してくださいという、これはメディカルコントロールをやられている先生方からはかねがね大変強い要望があって、ウツタインの統計などを見てもやはり最初に声を聞いて、口頭指導をきちっと行っていただいて、CPRをなされていることがやはり救命率、社会復帰率の向上につながるわけですので、おそらく大変画期的な取り組みだと思います。この辺についてご意見を賜ればと思いますが、何か、皆さんございませんか。

【〇〇委員】

質問ばかりですみませんけれども、これは消防本部なりに配って、その後はこれで勉強しなさいというものですか。それとも、今度は発展的に何か学校で教えようというふうには考えていらっしゃるんですか。

【事務局】

我々としてはまず配布させていただきたいと考えています。また、これは別途の検討になろうかと思えますけれども、こういった教育、当然、指導者についても触れていきたいと思えますけれども、救急救命士資格を持つような指令員の方が教えたり、指導救命士のような方がいれば教えたり、もしかしたら、そういう小さな本部で指導者的な方がいないということであれば、別途の検討になりますけれども、例えばどこかの消防学校なりの集合研修についても今後議論が必要かとは考えております。

【〇〇委員】

こんなに立派なのはもったいないので、置いておいてどこかにしまわれたら終わりなので、せっかくだから活用させてもらいたい。

【〇〇委員】

おっしゃるとおりで、とりあえず今わかりやすい教科書をということで、今年度の成果物はこのテキストですけれども、その中で出ている議論としては、やはりこのテキストの内容を充足するような形で、対象者によって内容は異なってくると思いますけれども、一定の正式な研修を位置づけるのが非常に望ましいんじゃないかと議論しております。

【部会長】

今、〇〇委員のおっしゃったことは大変重要でして、成果物ができました、配布しましたというだけでは本当にどこまで浸透していくのかという危惧は確かに残りますので、そこは何か仕掛けというのかが必要なかとは思いますが。これも含めて、班会議のほうでまだ時間もありますので、この成果物の中身のポリッシュアップと並行してこれをどう現場で活用できるか、活用していただける仕掛けがあるのか、一緒になって考えていただければと思います。よろしいですか。ほかにご意見はございませんか。厚生労働省から手が挙がっています。どうぞ、よろしくお願いします。

【〇〇専門官（オブザーバー）】

厚生労働省のオブザーバーの立場で恐縮ですけれども、このように通信指令の統一と均一化が図られればより救命率が上がるかと思えます。通信指令の方々が情報を入手するところでいいますと、多数傷病者発生事案のときの対応が必要かと思ったりもしたんですけれども、その辺のご検討ははあったのでしょうか。

【〇〇委員】

ありました。多数傷病者に対しては災害対応ということで、おそらく救急業務というよりは、そのときの隊編成をどうするか、救助をどうするかということに全般的にかかわってくる問題だと考えて、今回あえてそこには余り踏み込まずに、通常の救急対応です。ただ、これをやれば全て通信指令員の業務ができるというものではなくて、通信指令員の本来業務というか、業務の中での救助あるいは火災等への対応の中にその部分は今のところは含めて考えております。

【部会長】

この班会議の中では通信指令、警防部担当の委員も入っておられて議論されたと思うんですけども、追加でご発言はございませんか。こういう成果物が出てきて、どう上手いこと活用していけるのかというご意見をいただければと思います。〇〇委員、ご意

見を賜れば、いかがでしょうか。

【〇〇委員】

今、通信指令員の教育は消防学校などで全くやられていないんです。ほかの課程の救助でも消防でも警防活動でも全部科目があって、通信指令員は消防学校とかそういった統一された教育が全くないので、そういったのにこういったのをつくって活用していただければ、全国的にいいのではないかと自分は思っております。

【部会長】

どういう活用の方法が具体的に考えられますか。こういう成果物がぼんと消防本部にあるというだけではなかなか実りあるものにならないと思うんです。これを習得していただく具体的な方法は何かご意見ございませんか。

【〇〇委員】

配っても、やはり先ほどおっしゃったように必ずしもあれで、それで終わりとなってしまうと作った意味も全くなくなるので、やはり県や国のそういったところでこういった教育を実施しなきゃいけない。そういったのをつくっていただければ今後そういったのを活用していただけると思いますので、そういった方向でいていただきたいと思えます。

【〇〇委員】

この中には座学だけではなくて、シミュレーショントレーニングのような教え方のノウハウをこれから構築していかなければならない部分もありますので、班長としてはテキストができて、来年度以降さらに継続していくのであれば、例えばそういう一定の対象者、救急資格だけは持っているとか、ある程度そういう対象者を決めて、3日間で座学プラス研修でこの内容がマスターできるようなテストコースみたいなものができればやって、そういうものがある程度よければ、それが普及するようにしていければいいと、個人的には思っております。

【部会長】

〇〇委員も参加されたと思うんですけれども、ご意見は何かございますか。活用していく現場の方法として何かアイデアがあればご意見を聞きたいと思えます。

【〇〇委員】

東京でも消防学校などではそういった教育が全くなくて、総合指令室の中で指令台についていない時間を活用して教育しているのが実態でございます。こういった中で、全

国的に見て先進的な消防本部の知見を盛り込んだテキストができれば、そのベースとなると思います。我々は常に救急をすぐに現場に出していかなければいけない。そちらのほうに視点が行きがちですけれども、今後、ファーストコンタクトをする指令員が必要な口頭指導ができるチャンスがあれば、こういったテキストを用いてきちんとしたプロトコルで対応していければ救命率は上がっていくんじゃないかと思っております。今後は体制をこういった先進的な取り組みにいかにつづけていくのかというのが内部の努力だと思っております。

【部会長】

それで、また通信指令員班のほうでこの成果物をどう生かすか、使っていただけるように仕掛けをつくるかも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、最後は資器材の件につきまして、事務局も成果物についてはこれで2点ともご説明いたひで、補足はござひますか。そうしたら、次の議題へ参りたいと思ひますが、参考資料についてのご説明だと思ひます。よろしくお願ひします。

【事務局】

まず資料4で、20 ページでござひます。これにつきましては、第1回救急業務のあり方に関する検討会、あるいは第1回作業部会でもご説明差し上げましたが、救急自動車に追加する資器材の検討ということで、〇〇委員にワーキンググループ長をお願ひしまして検討を進めてひます。これについては、アウトプットとしまして、できるだけ早い段階で救急業務実施基準の改正を目指していくということでご説明差し上げるところでござひます。これにつきましては、実は11月までに既にワーキングを2回行ひまして、必要な改正作業を実施して、今日は改正結果で事後の報告になりますけれども、ご説明差し上げようと思ひます。20 ページがこれまでの検討事項で、現行の別表につきまして整理・統合・削除するものといった検討。あるいは、処置拡大、ICT等で新たに追加する資器材の検討といったものを進めて、実施基準別表の改正を進めました。内容については参考資料2でご覧いただけたらと思ひます。1枚目が改正の長官通知でござひます。内容は後ほど見ていただくとしまして、下の「3」を見ていただくと留意事項で、今回、救急救命士の業務のあり方等に関する検討会で救急救命処置の範囲で新たに認められましたブドウ糖投与の前段階として血糖値測定が入っております。これについてもきちんと位置づけようということで今回位置づけましたけれども、厚生労働省の省令改正より、うちのほうがちょっと先に進んでしまったものですから、先に改正してしまうことにな

りまして、一応、注意書きでそういった通知が出た後に積んでいただきたいということで整理させていただきます。1 ページおめくりいただきまして、別紙、主な改正内容について記載しております。「1」としまして「救急業務の高度化等により、努めるものから備えるもの」。以前の別表は、別表3が「努めるもの」ということで位置づけしていただんですけども、今回はきちんと備えましょうとしたものが下に記載している項目のものでございます。血圧計とか血中酸素飽和度測定器。今では当たり前積載されているようなものについてきちんと備えるものへ位置付けるといったこととございます。「2」につきましては、今度は高度化によってそもそも位置付けられたものを新たに別表として位置づけたものでございます。上の3つ、スクープストレッチャー、バックボード、トリアージタグにつきましては新たな別表1ということで、これも備えるもの。これについても随分普及が進んでいるということで、きちんと載せていただきたい。それと、トリアージタグにつきましては、先の東日本大震災等々、大規模災害等を踏まえて、あるいは集団災害等を踏まえて、こういうものについて普段からきちんと救急車に積んでいただきたいということで、新たに別表1とさせていただきます。下の血糖値測定器から新たな別表第2という位置づけで、これが「努めるもの」ということでこういった高度化の資器材等についてこれから積載が進んでいくだろうということから、新たな別表第2として位置づけさせていただいたものでございます。「3」が「整理・統合したもの」ということで、今まではばらばらに記載していたもの、気道確保資器材であったり、消毒用資器材であったり、感染防止用資器材といったものを一まとめにして載せようということで整理させていただいた項目が以上のものでございます。「4」として「削除したもの」で、今回3つですけども、別表から削除しました。警笛については車載というよりは個人装備かということで削除しました。あと、手洗器もいろんな消防本部の方に聞きますと非常に使用頻度が低くて物置みたいになっているという話もありましたので、今回削除しました。まくらについてもストレッチャーに標準装備ということなので、今回は別表に載せる必要はないだろうということで削除させていただいております。次のページから実際の救急業務実施基準の一部改正の新旧対照表で載せております。該当部分が第13条で、今回、以前は別表1、2、3だったものを今回新たに「備えるもの」と「努めるもの」の2つに区分いたしました。以前は3つあるうちの「備えるもの」と「努めるもの」がヘリコプターと救急車で区分が違っていたので、13条と14条でそれぞれうたっておりましたけれども、今回は2つの表でそれぞれ整理させていただいたということで、13条

でいろんな部分がありますけれども、「救急自動車及び航空機に備える資器材」として1個にまとめてご説明差し上げました。以上、簡単ではございましたけれども、ワーキンググループでの検討結果についてご報告差し上げました。以上でございます。

【〇〇部会長】

ありがとうございます。救急業務の実施基準の一部改正ということで、既に発出されている内容ではありますけれども、一応この部会の仕事の範囲ということで承っていたことですので、事後にはなりますけれども、改めてここでこういう形でまとめさせていただいたことをご報告して、親会議のほうにまたご報告したいと思います。ありがとうございました。ちょっと時間的な都合で議論の尽くせぬところも一部ございましたけれども、これで用意した議題についてはほぼ審議したことにはなります。全体を通した改めてぜひご意見を述べておきたいという委員がおられましたら承りますが、いかがでしょうか。部会長からちょっと事務局に確認ですけれども、次回、救急業務のあり方に関する検討会にはこの今日の審議の中で1番目、少し討論内容が紛糾しましたけれども、一応100時間の形で班会議の結果を尊重して上げますということで上げさせていただく。以降、救急隊員の教育、それから通信指令員の救急に係る教育のところについては、最終的にはやはり成果物の策定を目指しているということで理解してよろしいですね。そうですね。その部分について、100%のでき上がりではないですけれども、せっかくですので作業部会の構成員の方々からご意見を賜って、十分意見を盛り込む用意はあると解釈していいということよろしいですか。

【事務局】

はい、大丈夫です。

【部会長】

これはいつごろまでに大体の意見を述べるのがよろしいですか。

【事務局】

最後にスケジュールをご説明しようと考えていたんですけれども、資料4をちょっと見ていただきまして、本日、作業部会がございまして、12月10日に第2回あり方に関する検討会がございまして、来年1月ですけれども、それぞれ救急救命士班、救急隊員班、通信指令員班が1月14日、20日ぐらいに開催が予定されています。ある程度、この辺りで中身について確定して、2月6日に第3回作業部会でほぼ完成品としてご提示できたらと考えておりますので、この1月14日の班会議をめぐって、今年中と言ったら少ししかな

いんですけれども、今年中ぐらいにご意見をいただいて、来年の第3回の班会議でその盛り込んだ意見について検討するといった形ではいかがでしょうか。

【部会長】

それぞれの班会議が1月の中旬に予定されているようです。14日、14日、20日となっています。年明けて作業するのも大変ですので、事務局のご意見としては年内に今のこの方針についてご意見を述べてくださいということでございます。したがって、2月6日の作業部会にはそれぞれの班会議でまとめたものを最終案として出していただくようにして、ここで承認を得た上で第3回救急業務のあり方に関する検討会上げていくという流れでよろしいですね。そういう流れになっておりますので、よろしいでしょうか。そういうことで、ご意見がなければこのあたりで終わらせていただきます。それでは、事務局のほうに進行をお返しします。

5 閉会

【事務局】

今日は、皆様、活発なご意見を賜りましてありがとうございます。今日ご意見等を賜りまして、第3回班会議の作業スケジュールをご提示しましたけれども、さらに検討を進めたいと思います。次回第3回の作業部会が2月6日ですので、皆様、ぜひよろしくお願いいたします。以上をもちまして、「第2回救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」を終了いたします。長時間、ありがとうございました。

——完——